

## 石川事務所が特別街頭検査を実施

### — 不正改造車10台に対し石川運輸支局が整備命令書を交付 —

自動車技術総合機構 石川事務所は、北陸信越運輸局、石川運輸支局及び石川県警察と連携し、不正改造車を排除するため特別街頭検査を実施しました。

その結果、計19台の車両を検査し、マフラー騒音関係、回転部分の突出等の不正改造があった計10台に対し、道路運送車両法に基づき、石川運輸支局から整備命令書が交付されました。

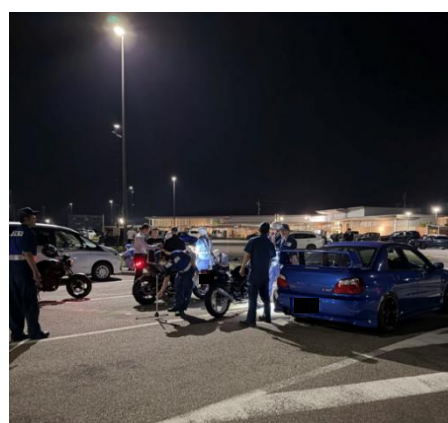
なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施日時及び場所      令和8年7月10日（金）20：30～23：15  
石川県白山市（道の駅 めぐみ白山 駐車場）

◎検査車両台数              19台（内訳 四輪車9台、二輪車10台）

◎整備命令書交付台数      10台

◎主な不正改造内容      マフラー騒音関係、回転部分の突出 等



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347